

コラム:元書記官の独り言～債権届出事項①(届出債権者の特定事項)のはなし～

私は、当事務所にて事務職員として勤務していますが、前職は大阪地方裁判所の裁判所書記官として、裁判所での倒産事務に携わっておりました。現在も当事務所の倒産事件につき弁護士をサポートしていますので、元書記官の視点から、今回は、債権届出書の記載事項のうち、届出債権者の特定についてお話いたします。

倒産手続が開始すると、裁判所から債権者に対して通知がなされるとともに、定められた期間内に、倒産債務者(破産者、再生債務者または更生会社)に対して有する債権を裁判所に届け出るよう求められます(ただし、破産手続の場合は、破産法31条2項の規定により、配当の見込みが立つまで債権届出を不要とする「留保型」が採用される場合もあります。)

なお、債権届出用の用紙(債権届出書)は通知書と同封されて送られてくるものがほとんどですが、通知書や債権届出書の様式自体は法令で定められているわけではないため、全国統一の様式ではありません。よって、送られてきた用紙を使っていないという理由だけで債権の届出が無効になることはなく、ほかの裁判所の様式を使ったり、まったく独自の形式で債権届出書を作成して裁判所に届け出ることも可能です。逆に、送られてきた用紙を使って届け出ても、記載内容に不備があれば、本来なら認められるはずの権利が認められない事態にもなりかねないので、不備なく作成することの方が肝要です。

債権を届け出る債権者(届出債権者)は、届出債権者を特定するために必要な事項として、債権届出書に「債権者及び

代理人の氏名又は名称及び住所」を記載して届け出ることとされています(破産規則31条1項1号、民事再生規則31条1項1号及び会社更生規則36条1項1号)。具体的には、個人であれば住所と氏名、法人であれば名称と主たる事務所、商号と本店などを記載して届け出ることになります。

なお、例えば届出債権者が株式会社の場合で、登記上の本店には実体がなく、実際の本店は別の場所に所在しているような場合(実務ではときどき見かけます)でも、特定のために登記上の本店と商号の記載は必須と考えられていますので、債権届出書には必ず登記上の本店を記載する必要があります。その上で、実際の本店所在地は「送達先」や「連絡先」等の欄に記載したり、「(登記上の本店)」「(実際上の本店)」などと注記をつけて併記するなどの工夫を施すこととなります。

また、倒産債務者と取引していたのは専ら本店とは違う店舗や営業所で、本店が表示された請求書等を倒産債務者に発行したことも一度もないというような場合であっても、やはり特定のために届出債権者の本店と商号の記載は省略することはできず必須です。実際に取引をしていた店舗や営業所、支店などの情報は、やはり「送達先」や「連絡先」等の欄に記載したり、「(実際の取引店舗)」などと表記して、実際に取引していた店舗の所在地や店舗名などの情報を必要に応じて併記することとなります。裁判所への提出書類において「特定」は最も重要な事項なのです。

(弁護士法人大江橋法律事務所職員・元裁判所書記官)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】